

# 日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(案)概要

※ファミリーシップ制度開始に伴い大きく変更・追加される部分のみ詳細を記載。

## 1 趣旨

誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にある二人とその親族等がその自由な意思により行うパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める

## 2 要綱の体系及び主な内容

第1条	趣旨
第2条	定義 ・ファミリーシップとは、パートナーシップにある者(同性・異性を問わない)及びその子を始めとした近親者(三親等内)等を含め、家族であることを約束した関係のことをいう。
第3条	宣誓及び申告の要件
第4条	宣誓の方法
第5条	申告の方法
第6条	通称名の使用
第7条	宣誓書受領証等の交付
第8条	近親者等に関する記載 ・ファミリーシップにある近親者等がいる場合、宣誓書受領証等に近親者等の氏名を記載することができる。
第9条	近親者等に関する記載の削除 ・近親者等が希望する場合は、申立により、宣誓書受領証等から氏名の削除ができる。
第10条	宣誓書受領証等の再交付
第11条	宣誓書受領証等の変更
第12条	宣誓書受領証等の返還
第13条	無効となる宣誓
第14条	委任

## 3 補足

15歳以上の近親者等の氏名等(生年月日を含む)を宣誓書受領証等に記載する場合は、近親者等の自署で同意書が必要(第7条)。宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、申立てによって、宣誓書受領証等から氏名の削除が可能(第8条)。

現行のパートナーシップ宣誓制度については、ホームページや窓口(利用の手引きを設置)で公開中です。